

## 匝瑳市総合開発審議会 会議録

- 1 開催日時 令和2年1月22日（水） 午後1時30分～2時48分
- 2 開催場所 市民ふれあいセンター2階会議室
- 3 審議事項 第2次匝瑳市総合計画前期基本計画（案）について
- 4 出席者

(1) 匝瑳市総合開発審議会委員 [出席者数：11人]

	氏名	所属団体名	役職名	出欠
1	鎌形 廣行	(福) 匝瑳市社会福祉協議会	会長	出席
2	加瀬 功一	匝瑳市ボランティア連絡協議会	会長	出席
3	福島 俊之	(一社) 旭匝瑳医師会	副会長	出席
4	鎌形 春枝	匝瑳市保健推進員会	会長	欠席
5	石和田 秀雄	匝瑳市シニアクラブ連合会	会長	出席
6	鶴野 航三	匝瑳市商工会	会長	欠席
7	岩井 清	匝瑳市観光協会	会長	欠席
8	須合 重徳	匝瑳市農業振興会	会長	出席
9	萩原 謙一	ちばみどり農業協同組合	監事	出席
10	鈴木 弘	(公社) 匝瑳市シルバー人材センター	会長	出席
11	久古 一男	匝瑳市区長会	理事	出席
12	佐藤 喜巳	匝瑳市防犯協会	会長	出席
13	小川 不二夫	八日市場ロータリークラブ	会長	出席
14	加瀬 貞明	八日市場ライオンズクラブ	会長	出席
15	鈴木 健司	(一社) 八日市場青年会議所	理事長	欠席

(2) 市執行部 [出席者数：26人]

- ① 匝瑳市長 太田 安規
- ② 匝瑳市総合計画策定委員会委員

	区分	職名	氏名
1	委員長	副市長	宇井 和夫
2	副委員長	教育長	二村 好美
3	委員	秘書課長	塚本 優
4	委員	企画課長	大木 寛幸
5	委員	総務課長	大木 進一
6	委員	財政課長	布施 昌英

7	委員	税務課長	山下 慎一
8	委員	市民課長	高橋 康二
9	委員	環境生活課長	鎌形 健
10	委員	健康管理課長	小川 豊
11	委員	産業振興課長	塚本 貢市
12	委員	都市整備課長	大木 恒一
13	委員	建設課長	佐藤 雅一
14	委員	福祉課長	堀田 晴彦
15	委員	高齢者支援課長	林 雅之
16	委員	会計課長	畔蒜 稔行
17	委員	教育委員会学校教育課長	加藤 雅博
18	委員	教育委員会生涯学習課長	増田 善一
19	委員	監査委員事務局長	椿 進
20	委員	農業委員会事務局長	土屋 修
21	委員	市民病院事務局長	太田 和広
22	代理	議会事務局次長	山崎 利男
23	委員	野栄総合支所長	大川 洋

③ 事務局（企画課）

	職名	氏名
1	企画課主査	江波戸 英樹
2	企画課主査	小林 直己

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 変更委員の紹介
- (3) 会長あいさつ
- (4) 市長あいさつ
- (5) 諮問
- (6) 職務代理者の指名
- (7) 議事 ① 第2次匝瑳市総合計画前期基本計画（案）について  
② その他
- (8) 閉会

## 6 会議内容

### (1) 開会

### (2) 変更委員の紹介

#### 進行：事務局

それでは定刻となりましたので、ただ今から、匝瑳市総合開発審議会を開会いたします。

お手元に配布した会議次第に沿って進めさせていただきます。

このたび、3名の委員の方が変更となりましたので、御紹介させていただきます。

まず、匝瑳市区長会理事のA様。

次に、八日市場ロータリークラブ会長のB様。

最後に、八日市場ライオンズクラブ会長のC様です。

大変恐縮でございますが、変更となりました3名の委員の皆様から、自己紹介をお願いしたいと存じます。

資料2にございます委員名簿の順に、A委員、B委員、C委員の順にお願いいたします。

(変更委員が名簿の順に自己紹介)

#### 進行：事務局

なお、名簿4番のD様、名簿6番のE様、名簿7番のF様、名簿15番のG様には、所用により御欠席の旨、連絡を頂いております。

本日の審議会につきましては、出席委員が過半数に達していますので、匝瑳市総合開発審議会条例第6条第2項の規定により、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

### (3) 会長あいさつ

#### 進行：事務局

続きまして、H会長に、御挨拶をお願いいたします。

#### H会長

本日は、お忙しい中、匝瑳市総合開発審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今回の会議は、5月15日に開催いたしました、第2次匝瑳市総合計画基本構想（案）の諮問に続きまして、第2次匝瑳市総合計画前期基本計画（案）の諮問ということで、開催させていただいたところです。

前期基本計画は、令和2年度から令和5年度までの4か年を計画期間とし、基本構想に示した施策の大綱の具体化に必要な施策及び事業を総合的かつ体系的に明らかにするものとなりますので、慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

#### (4) 市長あいさつ

##### 進行：事務局

続きまして、太田市長から、御挨拶を申し上げます。

##### 市長

本日は、匝瑳市総合開発審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃から市政運営に当たり、格別の御理解と御協力を頂き、この場をお借りしまして、心から御礼申し上げる次第でございます。

昨年5月に第2次匝瑳市総合計画基本構想を本審議会にて、原案のとおり答申を頂き、匝瑳市議会6月定例会において議決を頂きました。

前期基本計画の策定に当たりましては、市民意識調査や団体懇談会等による市民の皆様からの多大なる御協力と御指導を賜りながら、市民と職員とが一丸となり取り組んできたところでございます。

本日、御審議いただく前期基本計画の策定経過や内容等につきましては、この後、副市長をはじめ、担当職員から説明申し上げますので、委員の皆様におかれましては、どうか慎重なる御審議を頂き、御答申を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、会議開催に当たりましての挨拶とさせていただきます。

#### (5) 諮問

##### 進行：事務局

続いて諮問に移ります。市長から会長へ、諮問書をお渡ししたいと存じますので、会長は議長席の前へお進み願います。

## 市長

それでは、第2次匠瑳市総合計画前期基本計画（案）について、匠瑳市総合開発審議会条例第2条の規定により諮問いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

（市長が会長に諮問書を渡す。）

## H会長

お受けいたします。

## 進行：事務局

委員の皆様には、資料3として、諮問書の写しを配付してございますので、御確認をお願いいたします。

## (6) 職務代理者の指名

## 進行：事務局

続きまして、議事に入る前に、ただいま職務代理者が欠員となっておりますので、職務代理者の指名をお願いしたいと存じます。

職務代理者については、匠瑳市総合開発審議会条例第5条第3項の規定により、会長があらかじめ指名する委員とされており、会長に指名いただくこととなります。

それでは、H会長から職務代理者の指名をお願いいたします。

## H会長

それでは、職務代理の件でございますが、先ほどの事務局の説明にありましたとおり、会長から指名ということですので、私から指名させていただきます。

職務代理には、C委員を指名したいと思います。

## 進行：事務局

それでは、C委員よろしいでしょうか。

## C委員

お引き受けいたします。

### 進行：事務局

それでは、御本人から御了解を頂きましたので、職務代理者は、C委員に決定いたしました。

### 進行：事務局

続いて議事に移ります。総合開発審議会条例第6条第1項の規定により、H会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

## (7) 議事

### 議長：H会長

ただいまから会議の議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、次第の7番目、議事に入ります。本日の審議事項は、「第2次匝瑳市総合計画前期基本計画（案）について」であります。審議に際しまして、執行部の説明を求めます。

はじめに、第2次匝瑳市総合計画前期基本計画（案）の策定経過等について、総合計画策定委員会委員長であります宇井副市長から説明をお願いします。

### 副市長

それでは、第2次匝瑳市総合計画前期基本計画（案）の策定経過等について、御説明させていただき、その後企画担当職員より計画案の概要につきまして御説明させていただきます。

お手元の「参考資料1 第2次匝瑳市総合計画策定方針」を御用意願います。

第2次匝瑳市総合計画につきまして、当審議会で御審議いただきますのは、昨年5月15日に続いて2回目となります。前回は総合計画の基本構想（案）につきまして御審議いただき、昨年6月の定例市議会におきまして議決を頂いたところであります。本日は、この基本構想に基づく前期基本計画（案）につきまして御審議をお願いするものであります。総合計画の内容及び構成等につきましては、前回の審議会におきまして御説明させていただきましたが、改めて若干御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。第2次匝瑳市総合計画とは、本市のまちづくりの目標や将来のまちの姿としての将来都市像を定め、それを実現するための手段等を総合的かつ体系的に明らかにしたもので、福祉や都市計画、環境等、市の各計画の基礎となる計画です。

市では、「第2次匝瑳市総合計画策定方針」に沿って、平成30年度から各種

基礎調査等を行う等、計画の策定作業を進めてきました。「1 計画策定の背景」にありますように、現行の第1次総合計画は、合併による市制施行後、平成20年（2008年）3月に策定し、令和元年度（2019年度）末をもって、12か年の計画期間が満了となります。

従いまして、令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和13年度（2031年度）までの12か年を計画期間とする第2次匝瑳市総合計画を策定するものです。

計画の策定に当たりましては、「2 計画の課題と展望」にあります（1）から（6）までを主要課題等としまして、3ページの「4 新しいまちづくりの視点」にあります4つの視点をまちづくりに対する基本的な考えとして、さらに4ページから5ページにあります「5 計画の策定視点」に基づき、市民の皆様の参加と職員の参加により具体的な策定作業を進めてきました。

続いて、総合計画の構成について、御説明いたします。2ページを御覧ください。「3 計画の構成及び目標年次」にありますように、総合計画とは、基本構想、基本計画、実施計画という3つの計画から構成されています。

基本構想は、計画期間を12か年とし、本市が目指すべき将来都市像とそれを実現するための施策の大綱を主な内容として取りまとめたものです。3ページの図形でお示ししているように、総合計画を構成する3つの計画の最上位計画となるものであります。なお、この基本構想につきましては、昨年6月の定例市議会において、議決を頂いておりますので資料5に取りまとめております。

次に、基本計画は、基本構想に示した施策の大綱を具体化するために必要な施策及び事業を総合的かつ体系的に明らかにするものであり、基本構想の計画期間12か年を、前期、中期、後期に分けて、計画期間をそれぞれ4か年としております。本日、御審議を賜るのは令和2年度から令和5年度を計画期間とする前期4か年の基本計画案となります。

また、実施計画は、基本計画に定めた施策を具体的に個別事業として調整し実施する年度を明らかにしたものです。計画期間は3か年とし、事業の進捗状況等を踏まえ、毎年度、必要な調整等を加えるといったローリング方式により策定を行っております。

総合計画の内容及び構成につきましては、以上ですが、各計画の体系は基本構想に基づく基本計画、さらに、基本構想と基本計画を踏まえた実施計画という位置づけとなります。

4ページをお開き願います。「5 計画の策定視点」は、総合計画を策定するための基本的方針として、具体的な実施内容を整理したものととなります。

「市民参加型の計画づくり」では、計画の策定過程において、広く市民の皆様方の御意見等を伺い、計画に反映させていただくための取組を行いました。

1点目として、市民の皆様との直接対話による市民懇談会の開催です。当初5回程度予定しておりましたが、子育て世代、市内の高校に通学する生徒、各種団体の代表者の方々を対象にした市民懇談会を平成30年6月19日から同年11月29日にかけて、計7回開催し、意見交換等を行いました。

2点目は、市民意識調査の実施です。16歳以上の市民2千人を対象に、調査期間を平成30年7月25日から同年8月10日とし、市民意識調査を実施しました。

3点目は、各種団体に対する意識調査と団体懇談会の実施です。各種63団体を対象に、調査期間を平成30年7月17日から同年8月17日とし、団体意識調査を実施しました。また、昨年7月13日には、市内の各種団体の代表者にお集まりいただき懇談会を実施しました。

4点目は、市長への手紙、まちづくりご意見箱の活用です。秘書課が広聴活動の一環として実施しております、市長への手紙等の広聴事業を通じまして、市民の皆様から頂戴しました御意見等についても調整を行っております。

5点目は、パブリックコメントの実施です。パブリックコメントとは、市の計画等の策定過程において、その案を公表し、広く市民の皆様から計画に対する意見等を伺い、その意見の概要、そして意見に対する市の考え方を公表する行政手続きとなるものです。匝瑳市パブリックコメント制度に関する指針に基づきまして、基本構想（案）では、平成31年3月14日から同年4月12日にかけて、また、基本計画（案）では、令和元年10月8日から同年11月6日までを募集期間として、御意見を伺いました。

続いて、「職員参加型の計画づくり」として、様々な方法により計画策定への参加を図る等、全庁体制で取り組んでまいりました。

策定のための庁内組織として、課長職による匝瑳市総合計画策定委員会を設置するとともに、策定委員会の下部組織として、各課職員で構成する5つの分野毎による専門部会を編成し、具体的な検討を行ってまいりました。策定委員会につきましても、基本構想の策定も含め、これまで計12回、専門部会につきましても5部会で延べ60回開催しました。

このほか、全職員を対象とした職員意識調査の実施、職員からの施策提案の募集、まちづくりレポートの募集を行いました。

また、市議会に対しましては、昨年9月の定例会と12月の定例会におきまして、前期基本計画の素案及び案につきましても、それぞれ全員協議会を開催していただき、御意見等を伺いました。以上の経過を踏まえまして、前期基本計画（案）を取りまとめたところです。

策定経過については、「参考資料2 第2次匝瑳市総合計画の策定経過」に、主な内容を時系列でまとめております。



以上が第2次匠瑳市総合計画前期基本計画（案）の策定経過等についての説明となります。

#### 議長：H会長

ありがとうございました。続きまして、第2次匠瑳市総合計画前期基本計画（案）の概要について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

それでは、第2次匠瑳市総合計画前期基本計画（案）について御説明いたします。

時間の都合もございますので、計画の中でも主要な部分について御説明いたします。

本審議会の審議対象であります、資料4「第2次匠瑳市総合計画前期基本計画（案）」を御用意願います。

表紙をお開きいただき、「目次」を御覧ください。

基本計画の構成は、第1章「リーディングプランの位置づけ」及び第2章「施策の体系」の2章立てによるものとしております。

また、第2章「施策の体系」では、5つの基本目標ごとに、基本構想に定めた計23の施策の大綱と、計81の施策を体系的にお示ししております。

それでは、第1章から、順次 概要を申し上げます。

3ページをお開き願います。

第1章「リーディングプランの位置づけ」では、目指す将来都市像である「海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匠瑳市～匝り集う人々と瑳やかな自然のあるふるさと～」、この実現に向けて、「本市の主要課題」と「まちづくりの基本的視点」を踏まえ、分野横断的な取組による効果的な施策の推進を目指すものとし、優先的に取り組むべき施策を6つのリーディングプランとして設定しております。

5つの分野別に設置した専門部会におきまして、現行の総合計画後期基本計画に掲げたプランの取組状況を評価し、本市の現状を踏まえた上で、今後4年間で特に重点的に取り組むべき施策について検討したものであります。

4ページをお開き願います。

6つのリーディングプランのうち、プラン1「子育てしやすい環境づくりと移住・定住促進プラン」では、若い世代が安心して結婚、妊娠、出産、子育てを行えるよう、切れ目のない支援を提供し、子どもを地域全体の宝として支え、子育てしやすい環境づくりを推進します。

また、地域の魅力ある企業を市民やU I Jターンを考えている人に周知し、地

域への就労を促進するとともに、雇用の場の確保を図るため、企業誘致条例等の活用、空き店舗の活用による起業者の支援に取り組みます。

さらに、本市の良さを知ってもらい、魅力を感じてもらえるよう、シティプロモーション活動を推進するとともに、空き家バンクや転入者奨励金の充実を図る等、幅広い年代の移住を促進することとしております。

下段の図にお示したとおり、健康・福祉・医療・介護分野から4施策、産業・経済分野から3施策、生活環境・都市建設分野から3施策、教育・交流・移住・定住分野から4施策、計14施策を重点施策として位置づけ、リーディングプランとして設定したところであります。

続いて、プラン2「活気にあふれた にぎわい創出プラン」では、基幹産業である農業を軸として、地産地消の促進や6次産業化、地元製品のブランド化を進め、異業種間連携による産業の振興を図ります。

また、九十九里浜や飯高檀林跡をはじめとした観光資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、本市の認知度を高め、魅力ある観光情報を発信します。

さらに、銚子連絡道路を核とした道路網の整備を推進し、市内全域のネットワーク化を進めるほか、公共交通機関の利便性の向上を図り、活気にあふれた にぎわいあるまちづくりを推進することとしております。

重点施策として、記載のとおり3分野から計13施策を、リーディングプランとして設定したところであります。

6ページをお開き願います。

プラン3「豊かな自然を守る環境保全推進プラン」では、水田や畑、里山の自然を守るため、環境保全に向けた共同活動と先進的な営農活動を図るとともに、侵食が進む九十九里海岸の環境保全のため、関係機関への働きかけを行います。

また、地域性あふれる景観づくりを行い、市民が親しみを持てるまちづくりを推進するとともに、環境美化の観点からマナー・モラルの向上を図り、清潔で美しいまちづくりを推進します。

さらに、ごみの発生抑制やリサイクルの推進、再生可能エネルギーの普及等による自然や環境への負荷の少ない、質の高い循環型社会を構築していくこととしております。

重点施策として、記載のとおり2分野から計7施策を、リーディングプランとして設定したところであります。

続いて、プラン4「いざというときの安心・安全プラン」では、災害時における避難に関する情報の周知徹底と防災意識の向上に努め、地域防災力の強化を図るとともに、高齢者や障害者、子どもを地域ぐるみで守るために、災害時の援護体制や、虐待等の早期発見のための体制強化を図ります。

また、地域包括支援センターの総合相談業務の充実を図るとともに、住み慣れ

た地域で安心して暮らし続けていくことができる 地域包括ケアシステムの構築を推進するほか、市民病院の医療従事者の確保及び診療機能の拡充に努めるとともに、診療所や周辺中核病院との機能分担と連携強化を図る等、安心できる医療体制の充実に努めます。

さらには、通学路等への防犯灯の設置を推進し、日常生活圏における安全性の向上を図るほか、交通事故や犯罪の未然防止に努めることとしております。

重点施策として、記載のとおり3分野から計12施策を、リーディングプランとして設定したところであります。

8ページをお開き願います。

プラン5「課題解決に取り組む『地域力』向上プラン」では、地域コミュニティの担い手となる多様な主体の、自主的な活動の活性化を図り、地域が一丸となって地域課題に取り組むネットワークの形成を推進するとともに、地域の持つ魅力と発展の可能性を見出し、産業振興へとつなげていく体制づくりを推進します。

また、地域防災力の強化と地域の消防・救急体制の強化を図るとともに、地域全体での防犯活動を促進します。

さらに、地域の人材や意見を学校教育の場に活用するとともに、PTA活動の活性化を図り、家庭・地域との連携体制の強化に努めることとしております。

重点施策として、記載のとおり5分野から計9施策を、リーディングプランとして設定したところであります。

続いて、プラン6「市民協働と持続可能な行財政運営プラン」では、多様な主体が積極的にまちづくり活動に参加する市民協働のまちづくりを推進するとともに、市民との情報の共有化を図り、市民誰もが市政に参加できる透明性の高い市政運営を図ります。

また、第4次行政改革大綱に基づき、自主財源等の確保に努めるとともに、行財政運営体制の強化、事業の重点化・効率化、職員の資質向上等を図り、持続可能な行財政運営を推進します。

さらに、様々な行政需要や課題に対し、近隣自治体との連携・協力による適切かつ効果的な事業の推進を図ることとしております。

重点施策として、記載のとおり1分野から計7施策を、リーディングプランとして設定したところであります。

10ページをお開き願います。

第2章「施策の体系」では、5つの基本目標ごとに、計23の施策の大綱と計81の施策を体系的にお示しし、「施策推進の背景と課題」、「施策の展開」について記載しています。

リーディングプランと同様に、5つの専門部会におきまして、現行の後期基本計画に掲げた施策の取組状況を評価し、本市の現状を踏まえた上で、今後4年間

の施策の展開について検討したもので、計画の進捗状況を「見える化」する指標として、143の数値目標を設定しております。

なお、基本目標4では、移住・定住に関する施策を、基本目標5では、市民との協働によるまちづくりの推進に関する施策を、それぞれ施策の大綱として明確化し、施策推進の強化を図ったところであります。

12ページをお開き願います。

基本目標1 生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる（健康・福祉・医療・介護分野）では、「施策1-1健康づくりの推進」につきまして、13ページから16ページまで、4つの施策の展開を記載しております。

「施策1-2高齢者支援の充実」につきましては、18ページから22ページまで、6つの施策の展開を記載しております。

「施策1-3障害者支援の充実」につきましては、24ページから28ページまで、5つの施策の展開を記載しております。

「施策1-4子育て支援の充実」につきましては、30ページから33ページまで、4つの施策の展開を記載しております。

「施策1-5医療体制の充実」につきましては、35ページから36ページまで、3つの施策の展開を記載しております。

「施策1-6地域福祉の推進」につきましては、38ページから41ページまで、5つの施策の展開を記載しております。

42ページをお開き願います。

基本目標2 活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる（産業・経済分野）では、「施策2-1農林水産業の活性化」につきまして、43ページから47ページまで、5つの施策の展開を記載しております。

「施策2-2商工業の活性化」につきましては、49ページから51ページまで、3つの施策の展開を記載しております。

「施策2-3観光の活性化」につきましては、53ページから55ページまで、3つの施策の展開を記載しております。

「施策2-4雇用・就労・消費者対策の充実」につきましては、57ページから58ページまで、2つの施策の展開を記載しております。

59ページをお開き願います。

基本目標3 自然と共生し、快適で安全なまちをつくる（生活環境・都市建設分野）では、「施策3-1自然環境の保護と循環型社会の形成」につきまして、60ページから62ページまで、4つの施策の展開を記載しております。

「施策3-2市街地の活性化と交通網の整備」につきましては、64ページから65ページまで、3つの施策の展開を記載しております。

「施策3-3住環境の整備」につきましては、67ページから69ページまで、

4つの施策の展開を記載しております。

「施策3-4 安心・安全な地域づくりの推進」につきましては、71ページから74ページまで、4つの施策の展開を記載しております。

75ページをお開き願います。

基本目標4 個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる（教育・交流・移住・定住分野）では、「施策4-1 学校教育の充実」につきましては、76ページから80ページまで、4つの施策の展開を記載しております。

「施策4-2 生涯学習・生涯スポーツの推進と青少年の健全育成」につきましては、82ページから84ページまで、3つの施策の展開を記載しております。

「施策4-3 地域文化の振興」につきましては、86ページから87ページまで、3つの施策の展開を記載しております。

「施策4-4 男女共同参画の促進」につきましては、89ページから90ページまで、2つの施策の展開を記載しております。

「施策4-5 移住・定住及び多様な交流の促進」につきましては、92ページから93ページまで、2つの施策の展開を記載しております。

94ページをお開き願います。

基本目標5 市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる（市民協働・行財政分野）では、「施策5-1 コミュニティの育成と市民との協働によるまちづくりの推進」につきましては、95ページから97ページまで、3つの施策の展開を記載しております。

「施策5-2 市民にわかりやすいまちづくりの推進」につきましては、99ページから100ページまで、2つの施策の展開を記載しております。

「施策5-3 持続可能な行財政運営の推進」につきましては、102ページから104ページまで、5つの施策の展開を記載しております。

「施策5-4 広域行政の推進」につきましては、106ページに、2つの施策の展開を記載しております。

第2次匝瑳市総合計画前期基本計画（案）の内容についての説明は以上となります。

#### 議長：H会長

ありがとうございました。

それでは、第2次匝瑳市総合計画前期基本計画（案）に係る内容説明が終わりましたので、御質疑、御審議をお願いいたします。

#### I 委員

大変素晴らしいもので、全部実現出来れば理想だと思います。いずれにしても、

12年間で時代の変化が激しく、社会情勢や環境が激変する可能性がある中で、新しい時代を迎えるに当たり、それぞれ行政、市民の意識改革が必要ではないかと思えます。従来の行政と市民の関係を見直す必要があり、市民参加のまちづくり、協働を実際にも実現していかなければならない状況だと思えます。市民の参加、市民協働のまちづくりとは、行政と市民の新しい関係をつくることだと思えます。

従来の行政と市民の関係を見直し、お互いに意識改革をして今後の匝瑳市づくりに役立てること、特に行政の意識改革が大事だと思っています。行政は今までのような意識でやっていたらこの先は厳しいと思えます。

前期基本計画（案）に、「職員提案制度」があり、非常に興味があります。特にやる気がある若手の職員の育成が緊急の課題だと思えます。提案制度の内容について、どのようなかたちで行われているのか、提案件数、それに対する対処の仕方、採用された提案がどのように処理されているのか、そのあたりも含めて職員の意識改革の一環として、非常に大事なものであるため教えていただきたいと思えます。

### 総務課長

この職員提案制度につきましては、市、行政の改善に関して職員から積極的な提案を求め、これを行政施策に反映することにより職員の施策形成能力の向上及び、行政運営の効率化を図ることを目的として行っています。流れとしては、随時、募集を総務課で受け付けています。その提案に基づき、提案審査委員会で提案内容を審査し、市長へ結果を報告するとともに、提案者に対しても対応について通知します。市長から関係課長に対して、その提案内容を実際に実施するのか、研究や検討する等の指示があり、実際に具体化できたもの、調査検討をしているものがあります。今までの提案状況は、合併後からは平成19年度に4件、平成20年度に1件、平成23年度に1件、平成24年度に2件、平成26年度に6件、平成30年度2件、計16件の提案があり、その中で受理したものは15件あります。実際の提案内容としては多種多様なものがあります。参考として申しますと、実際に採用したのものとして「土曜日延長保育」、妊婦さん方が保健センターに来庁するというので、トイレに暖房便座を設置するという提案があり、実際に改修工事を行いました。その他にも色々なものがあり、検討中のもの、実施しているものもあります。

### I 委員

件数としては少ないと思えますが、やる気のある若手職員の育成、チャレンジ精神が大事だと思えます。グループであれ個人であれ、できればより生産的な提案をしていただき、若手の中から「匝瑳市を変えていきたい」という気概のある

提案が出てきて欲しいです。是非「職員の提案コンテスト」を実施していただき、提案することに対して、意気込みを持って参加してもらえる市内の雰囲気醸成していただかないと、今後、匝瑳市が厳しい状況に立たされるわけですから、それを打開するには若い発想、独創的な発想が大事だと思います。件数を増やしていただくと同時に、増やすための手段を講じていただければと思います。

### 総務課長

貴重な御意見ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

### J委員

2点伺いたいと思います。1点目は、先日野栄地区の橋場先生がお亡くなりになり、今、休院しているところで、新患の患者さんの8割・9割は野栄地区の方です。80歳を越えた高齢の方が多く、車がないから自転車で来たといった話をよく聞きます。市民病院や医療機関が中央地区に比較的集中しているので、医療機関へのアクセスについて、今後、交通の整備がどうなるのか伺いたいと思います。

2点目は、医師会から学校医の派遣をしていますが、医師会も市と同じく高齢化が進み、若い医師がいません。特に耳鼻科の医師といった特定の医師が少なく、匝瑳市では耳鼻科の医師は一人しかおらず、その一人の先生が全ての小学校、中学校、高等学校の健康診断を4月から6月まで行うとなると、自分の医院を閉めなければならず、閉めてまでやるほどの報酬はもらっていない、という現状にあります。地区の医師会に頼らず、千葉県には大学病院がいくつかありますので、そういったところに積極的に働きかけて、少しお金はかかってしまうかもしれませんが、「医師会から学校医を派遣できませんよ。」となる前に、医師の確保を検討していただければと思います。

### 環境生活課長

交通アクセスにつきましては、現在、公共交通機関として市内循環バス、75歳以上の免許を持たない方を対象とした地域交通利用料助成事業として、タクシー券の助成を行っています。野栄地区のエリアを担っていました匝瑳タクシーさんが事業を休止しており、タクシー業者も台数が減っている状況があります。医療機関へのアクセスとして、特に野栄地区の方の移動が最近、不自由になっているという話を伺っています。そのような中で、市では、市内循環バスとタクシーを含めた公共交通の体系を見直すということで、新年度から「地域公共交通会議」を立ち上げ、体系の見直しと利便性の向上に繋がるような制度を検討していくこ

とになっております。喫緊の状況ということで、通院の問題もありますので、関係部署と話を詰めながら事業を研究していきたいと考えております。

### **学校教育課長**

学校医の件ですが、これまで医師会、歯科医師会、薬剤師会等、様々な関係の方々から御協力いただき、子どもたちの健康管理、安全のためにやっていただいたところであります。御指摘がありましたとおり、非常に厳しい状況があることは承知しておりますが、来年度についても医師会さんから学校医を出していただいて、学校の担当ということでお願いすることになったものでございます。今後は、御指摘いただいたことを参考にしながら、研究・検討していきたいと思っております。貴重な御意見を頂きましてありがとうございます。

### **議長：H会長**

ありがとうございました。他に御意見はありますか。御意見がなければこれで審議を打ち切り、本審議会の答申内容をまとめたと思います。よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声あり)

### **議長：H会長**

御異議がないようですので、ここで答申内容をまとめたと思います。

答申の内容は、次のような趣旨でいかがでしょうか。

諮問事項の「第2次匝瑳市総合計画前期基本計画（案）について」は、令和元年6月に策定された第2次匝瑳市総合計画基本構想に示した施策の大綱の具体化に必要な施策及び事業を総合的かつ体系的に明らかにしたもので、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図る基本計画にふさわしいものと評価いたします。

よって、当審議会では、本日、各委員から出された意見等を、今後の実施計画の策定や各事業の実施に当たり、十分検討されることを申し添えた上で承認したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声あり)

### **議長：H会長**

それでは異議がないようですので、当審議会としては以上の内容で答申することに決定いたします。



これをもちまして、予定された諮問事項の審議は終了いたしました。

せっかくの機会でございますので、委員さんから他に何かございましたらお願いいたします。

#### **K委員**

シニアクラブは高齢者が多く、交通の便についても援助がないと病院に行けないという話をよく聞きます。活動できる人は問題ないと思いますが、行きたいけれども援助してくれる人がいないため困っている人がいる。金銭的な面の問題もあると思いますが、循環バスの増便、停留所を増やす等を検討していただきたいと思います。また、市民病院では、診療科によっては曜日が決まっております、不便さを感じておりますので、医師を確保していただいて、午前中だけでも月曜日から金曜日まで診療していただけたらと思います。

#### **環境生活課長**

貴重な御意見ありがとうございます。公共交通の関係で、循環バスの本数を増やすという御意見を頂きました。来年度、地域公共交通会議を設置しまして、市内循環バスの運行方法や形態も含めて検討していきたいと思います。

また、体の不自由な方の交通手段として、福祉課では障害者のタクシー助成や、寝たきりといいますか、車イスとか、寝たままストレッチャーでないと移動できない方の支援として、高齢者支援課では外出支援サービスを行っております。そちらと上手くリンクさせながら、なるべく漏れのない移動手段を研究していきたいと思います。

#### **L委員**

シニアの交通手段の確保が大事ですね。タクシーの助成は、区間ではなく基本料金ですか。

#### **環境生活課長**

当初は初乗り料金の助成として始めましたが、運行エリアの見直しに合わせて、500円券を月3枚、年間36枚を配布しており、乗った料金の範囲内で枚数を使っていただいております。

#### **C委員**

民生委員をしまして、福祉タクシー等の色々なパンフレットをお持ちしますが、比較的情報が高齢者宅に渡っていない、渡っているけれども見ていないかもしれない、知らないというケースが結構多くあります。そのあたりをケア

していただければと思います。

### **福祉課長**

福祉タクシーのPRの件ですが、福祉タクシーの場合、障害者の方が対象となりますので、前年申請された方には必ず連絡をしております。その他につきましても、広報等では御案内しておりますが、今後さらに民生委員さんを通じてですとか、様々な周知手段を考えまして、周知していきたいと思っております。

### **M委員**

超高齢化により高齢者の引きこもりが増えているので、少しでも社会参加できるように、社会参加とはこういうものだということをわかりやすく情報提供していただき、介護になる前の段階で少しでも社会参加できると良いと思います。

### **高齢者支援課長**

社会参加という御意見を頂きましたが、現在、市では介護予防に主眼を置いて、筋力アップのためのいきいき百歳体操に取り組んでおります。現在、約40団体で、約600人の方が参加しております。引きこもりにならないように、そういったところに仲間の皆さんと一緒に気軽に参加していただいて、少しでも社会との接点を設けていただくようなことも考えておりますので、家に引きこもっているような方がいましたら、是非、いきいき百歳体操等に参加いただけるように声かけをしていただければと思います。

### **A委員**

今回初めて参加させていただきました。項目はたくさんありますが、非常に内容的に良くできていると思います。これは基本計画ということですよ。この後、この項目に基づいて、実際にどのように取り組むのかを具体的に作るのが実施計画となると思います。基本計画は、企画課の担当の方がまとめたものだと思いますが、その後の実施計画は担当する主管課でどのように取り組むのか、それぞれ出すのでしょうか。

### **企画課長**

本日、御審議いただきました基本計画の具体的な内容として、実施計画を策定することとしております。3年間の計画期間を毎年次見直すローリング方式というものを採用しております。具体的な内容につきましては、各施策、各事業を実施する各課が担当しますが、それをまとめたものを作成するのが企画課の業務となります。この実施計画の策定に当たりましては、主要個別事業計画と呼んでい

る計画の協議の中で検討を進めますが、その総括表を毎年市民の皆様にパブリックコメントで確認していただき、それに基づいて実施計画を策定しております。本年も1か月くらい前から審議会前までパブリックコメントを実施しておりましたが、これを基に実施計画を作成いたします。

#### **A 委員**

各課の方は、日常の業務をしながら、計画にある新しい項目を加えて業務をこなすということになるのでしょうか。

#### **企画課長**

そのようになります。

#### **A 委員**

計画を見ますと各課によってばらつきがあり、福祉課や産業振興課は非常に項目が多く、日常の業務に支障が出ないのかなと思いました。そのあたりのことを考えてやっていただかないと、職員がかわいそうかなと思いました。

#### **N 委員**

「職員の提案コンテスト」の件ですが、その際に景品をつけたら面白い意見が出るのではないかと思いました。

#### **総務課長**

なるべく色々な職員から良い提案をもらえるよう、方策を考えていきたいと思っています。

#### **議長：H 会長**

それでは、委員の方々から御意見を頂戴しましたので、執行部は検討していただきたいと思います。

本会は、皆様の御協力が無事終了することができました。時間の都合もありますので、以上で本日の総合開発審議会の議事を終了いたします。ありがとうございました。

#### **市長**

答申いただきましてありがとうございます。また、前期基本計画、そして、実施計画につきましても委員の皆様の見解を踏まえながら、しっかり進めていきたいと考えておりますので、今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

(8) 閉会

**進行：事務局**

長時間にわたりまして、慎重審議ありがとうございました。

委員の皆様には、今後とも円滑な市政の運営に御指導賜りますようお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして匝瑳市総合開発審議会を閉会といたします。本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。

## 7 備考

### (1) 諮問書

	匝企第550号 令和2年1月22日
匝瑳市総合開発審議会 会長 鎌形 廣行 様	匝瑳市長 太田 安規
第2次匝瑳市総合計画前期基本計画（案）について（諮問） このことについて、匝瑳市総合開発審議会条例（平成18年匝瑳市条例第24号）第2条の規定により諮問します。	

### (2) 答申書

	令和2年1月27日
匝瑳市長 太田 安規 様	匝瑳市総合開発審議会 会長 鎌形 廣行
第2次匝瑳市総合計画前期基本計画（案）について（答申） 令和2年1月22日付け匝企第550号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。	
記	
本件については、令和元年6月に策定された第2次匝瑳市総合計画基本構想に示した施策の大綱の具体化に必要な施策及び事業を総合的かつ体系的に明らかにしたもので、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図る基本計画にふさわしいものと評価いたします。	
よって、「第2次匝瑳市総合計画前期基本計画（案）」については、基本計画の案として承認します。	
なお、今後の実施計画の策定や各事業の実施に当たっては、本審議会の意見を十分検討されるよう申し添えます。	